

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 高崎市 固定資産税等の軽減措置のご案内

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、高崎市では、令和3年度における事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置が講じられることになりました。

【軽減の対象となる税】

- ・『設備等の償却資産』に対する固定資産税
 - ・『事業用家屋』に対する固定資産税および都市計画税
- ※ 事業用家屋とは、法人税または所得税において損金または必要経費として算入される家屋となります。1つの家屋において事業用部分と居住用部分が混在する場合、事業用部分として経費計上している部分が軽減措置の対象となります。
- ※ 土地の固定資産税は対象外です。

【軽減の対象者】

- ・2020年2月～10月の間で事業収入が減少した中小事業者（個人・法人）
任意の連続した3か月の合計を比較して
 - －前年同期比▲50%以上の場合：全額免除（令和3年度分）
 - －前年同期比▲30%以上50%未満の場合：1/2軽減（令和3年度分）

【申告方法】

- 1・認定経営革新等支援機関等（以下、認定支援機関等）にて次の確認を受けるため、『特例措置による申告書』を記入し、税理士・商工会等の認定支援機関等に依頼する。

①中小事業者であること ②事業収入の減少 ③特例対象家屋の事業用割合について

※税理士等も確認書の発行ができますので、関与税理士にご相談ください。

※高崎市箕郷商工会は、認定支援機関です。

商工会へ確認を希望する方は、別紙の『固定資産の軽減に係る確認について』をお読みいただき、記載の各種書類をご準備ください。内容確認には時間を要する為、期日間際では対応できない場合もあります。日数に余裕を持ってご相談ください。

- 2・上記により確認された『特例措置に関する申告書』を、高崎市へ郵送等で提出してください。申告期限は、令和3年1月4日～令和3年2月1日までと短いのでご注意ください。

【提出先】

（郵送の場合）〒370-8501 高崎市高松町35番地1 高崎市役所 資産税課

（窓口の場合）高崎市役所2階資産税課又は箕郷支所1階税務課窓口

お問い合わせ先：高崎市箕郷商工会（担当者：横塚・猪熊）
〒370-3105 群馬県高崎市箕郷町西明屋 353
TEL: 027-371-2150 / FAX: 027-371-6184